

道路運送車両法

1. 案内情報

手続名	: 自動車の予備検査
手続根拠	: 道路運送車両法第71条第1項
手続対象者	: 自動車の所有者
提出時期	: 予備検査を受けるとき
提出方法	: 最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所へ提出して下さい。 軽自動車にあっては、最寄りの軽自動車検査協会の事務所
手数料 添付書類	以下、手続名「自動車の新規検査」に準ずる 国土交通省ホームページ、自動車検査登録ガイドをご確認下さい。
申請書様式	http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm
記載要領・記載例	軽自動車にあっては、最寄りの軽自動車検査協会の事務所にお問い合わせ下さい。 http://www.keikenkyo.or.jp/02/02.html

2. 窓口情報

提出先	: 最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所 http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm 検査対象軽自動車にあっては、最寄りの軽自動車検査協会の事務所
受付時間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	: 提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準	: 提出先にお問い合わせ下さい。
標準処理期間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)